

署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受け場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除

署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）の規定の適用を受け場合には、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託しなければならない。この場合においては、国税通則法第三章第一節（国税の納付）の規定は、適用しない。

5 第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除

され、又は無税とされる郵便物に限る。) に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを日本郵便株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二(第二項に限る。)から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託等)の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵

され、又は無税とされる郵便物に限る。) に係る内国消費税を納付しようとする者は、第一項の書面に記載された税額に相当する金銭に納付書を添えて、これを郵便事業株式会社に交付し、その納付を委託することができる。この場合においては、国税通則法第三章第一節の規定は、適用しない。

6 関税法第七十七条の二(第二項に限る。)から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託等)の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を郵便事業株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の三第一項及び第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7 第一項の郵便物の名あて人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵

便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十

二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8 (略)

(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)

第八条 外国貨物（関税法第二条第一項第三号（定義）に規定する外国貨物をいう。以下同じ。）である課税物品が次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、税関長は、当該各号に掲げる者から、直ちにその内国消費税を徴収する。

一 (略)

二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 日本郵便株式会社

三・七 (略)

2・3 (略)

便物に係る内国消費税に相当する額の金銭を郵便事業株式会社に交付した場合には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十

二条（賦課決定）の賦課決定通知書とみなす。

8 (略)

(公売又は売却等の場合における内国消費税の徴収)

第八条 (同上)

二 関税法第七十六条の二第一項（交付前郵便物に係る関税の徴収）に規定する交付前郵便物が亡失し、又は滅却された場合（災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合を除く。） 郵便事業株式会社

三・七 (略)

2・3 (略)

○郵便切手類模造等取締法（昭和四十七年法律第五十号）（附則第十三条第六号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

第一条 日本郵便株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。

2 (略)

第一条 郵便事業株式会社又は外国の郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票に紛らわしい外観を有する物は、製造し、輸入し、販売し、若しくは頒布し、又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票の用途に使用してはならない。

2 (略)

○郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百三十二号）

（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

簡易郵便局法

現 行

（目的）

第一条 この法律は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託に關し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

郵便窓口業務の委託等に関する法律

現 行

（目的）

第一条 この法律は、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託並びにその再委託に關し必要な事項を定めることにより、これらの業務の円滑な運営に資することを目的とする。

（郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託）

第三条 郵便事業株式会社は、契約により、郵便局株式会社の営業所において郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行うこと（以下「委託業務」という。）を郵便局株式会社に委託しなければならない。

2| 前項の規定による委託については、郵便法（昭和二十二年法律第二百六十五号）第七十二条第一項の規定は、適用しない。

3| 郵便事業株式会社は、郵便窓口業務を自ら行い、又は郵便局株式会社以外の者に委託する場合には、あらかじめ、郵便局株式会社と協議し、郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないようにしなければならない。

4| 総務大臣は、郵便法第七十二条第一項の認可の申請が郵便窓口業務を郵便局株式会社以外の者に委託しようとするものであるときは、同

条第一項の規定にかかわらず、当該認可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第一項の認可をしてはならない。

一 郵便法第七十二条第二項各号のいずれにも適合しているものである」と。

二 郵便局株式会社の委託業務の遂行に支障のないものである」と。

三 郵便事業株式会社が委託をしようとする者が次のいずれにも該当しない者である」と。

イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの

ロ 法人であつてその役員のうちにイに該当する者があるもの
(委託業務の再委託)

第三条 日本郵便株式会社(以下「会社」という。)は、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務の委託)
及び印紙の売りさばきに関する業務を次条第一項各号に掲げる者に委託することがその業務の運営上適切であると認めるときは、この法律の定めるところに従い、契約によりこれを他の者に委託することができる。

(受託者の資格)

第四条 会社の委託により郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を行う者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる者でなければならない。

(受託者の資格)

第五条 郵便局株式会社の再委託により委託業務を行う者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる者でなければならぬ。

一四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、会社から委託された郵便窓口業務及び印紙の売りさばきに関する業務（以下「委託業務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、委託業務を行うことができる。

第五条 (略)

(委託契約)

第六条 会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第四条第一項に規定する者と会社の指定する場所において委託業務を行う契約（以下「委託契約」という。）を締結しなければならない。

(簡易郵便局の設置及び受託者の呼称)

第七条 受託者は、会社の指定する場所に、委託業務を行う施設（以下この条において「簡易郵便局」という。）を設けなければならない。

2 簡易郵便局（受託者が当該簡易郵便局において日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項に規定する銀行窓口業務及び同条第二項に規定する保険窓口業務を行う場合に限る。）は、同法第

一四 (略)

五 前各号に掲げる者のほか、十分な社会的信用を有し、かつ、委託業務を適正に行うために必要な能力を有する者

2 地方公共団体は、この法律の定めるところに従い、郵便局株式会社から再委託された委託業務（以下「再委託業務」という。）を行うことができる。

3 第一項第二号から第四号までに掲げる組合（以下単に「組合」という。）は、当該組合に関する法律の規定にかかわらず、この法律の定めるところに従い、再委託業務を行うことができる。

第六条 (略)

(再委託契約)

第七条 郵便局株式会社は、総務大臣の認可を受けて定める基準に従つて、第五条第一項に規定する者と郵便局株式会社の指定する場所において再委託業務を行う契約（以下「再委託契約」という。）を締結しなければならない。

(施設の設置)

第八条 受託者は、郵便局株式会社の指定する場所に、再委託業務を行う施設を設けなければならない。

2 前項の施設は、第三条第一項及び郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第二条第二項の規定の適用については、郵便局株式会社の當業所とみなす。

六条（第二項第二号を除く。）の規定の適用については、同法第二条第四項に規定する郵便局とみなす。

3 簡易郵便局は、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）第三条第一項、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第三条第一項、特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）第十九条（実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第六十八条第二項、商標法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第二条の五第二項、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第四十一条第二項において準用する場合を含む。）及び日本郵便株式会社法第六条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、会社の営業所とみなす。

4 受託者（受託者が団体である場合にあつては、当該団体における委託業務の責任者）は、簡易郵便局長という呼称を用いることができ
る。

（組合である受託者に係る委託業務の取扱いの基準）

第八条（略）

（委託契約の解除）

（組合である受託者に係る再委託業務の取扱いの基準）

第九条（略）

（再委託契約の解除）

第九条 会社は、受託者が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、委託契約を解除しなければならない。

第十条 郵便局株式会社は、受託者が第六条各号のいずれかに該当するに至つたときは、再委託契約を解除しなければならない。

（他の法律の適用）

第十一條 郵便局株式会社は、次に掲げる法律の規定の適用については、郵便事業株式会社とみなす。

- 一 郵便法第五十九条第二項、第六十二条及び第六十五条第一項
- 二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十二号）第三条第四項、第六項及び第七項

郵便局株式会社は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条（第二項後段を除く。）の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中の「郵便切手類販売所」とあるのは、「委託業務（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百三十三号）第三条第一項に規定する委託業務をいう。）」を行う営業所」とする。

（郵便切手類販売所等に関する法律の適用）

第十一条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百三十三号）第七条第一項の施設をいう。）」とする。

第十二条 受託者は、郵便切手類販売所等に関する法律第四条の規定の適用については、同法第二条第一項に規定する郵便切手類販売者とみなす。この場合において、同法第四条中「郵便切手類販売所」とあるのは、「施設（郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和二十四年法律第二百三十三号）第八条第一項の施設をいう。）」と、同条第二項及び第三項中「会社」とあるのは「郵便局株式会社」とする。

第十一條 （略）

（罰則）

第十二条 第六条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした

第十四条 第七条の規定により総務大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたときは、その違反行為をした

会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

1| この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

郵便局株式会社の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

- 2| 日本郵便株式会社法附則第二条第一項の規定により日本郵便株式会社の業務が営まれる間、第七条第二項中「及び同条第三項に規定する保険窓口業務」とあるのは「、同条第三項に規定する保険窓口業務、日本郵便株式会社から独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一百一号）第十五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務及び日本郵便株式会社から同法第十八条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による再委託を受けた業務」と、同条第三項中「第六条第二項」とあるのは「附則第一条第二項の規定により読み替えられた同法第六条第二項」とする。

○お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）

（附則第二十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

（お年玉付郵便葉書等の発行）

第一条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。

2 （略）

（お年玉等の交付等）

第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手を貼り付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人に、最寄りの会社の営業所（郵便の業務を行ふものに限る。）において支払い、又は交付する。

2 （略）

現行

（お年玉付郵便葉書等の発行）

第一条 郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、年始その他特別の時季の通信に併せて、くじ引によりお年玉等として金品を贈るくじ引番号付きの郵便葉書又は郵便切手（以下「お年玉付郵便葉書等」という。）を発行することができる。

2 （略）

（お年玉等の交付等）

第三条 第一条第一項の金品は、同項の郵便葉書若しくは同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物の受取人又はその一般承継人（同項の郵便葉書又は同項の郵便切手をはり付けて料金が支払われた郵便物が配達されなかつたときは、その郵便葉書若しくは郵便切手の購入者又はその一般承継人に、最寄りの会社の営業所（同項の金品の支払又は交付に関する業務の委託を受けた者の営業所を含む。）において支払い、又は交付する。

2 （略）

（傍線の部分は改正部分）	（傍線の部分は改正部分）
（お年玉付郵便葉書等の発行）	（お年玉付郵便葉書等の発行）
2 （略）	2 （略）

○郵便物運送委託法（昭和二十四年法律第二百八十四号）（附則第二十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（趣旨）

第一条 この法律は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。

（郵便物の夜間受渡し）

第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに從事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所（郵便の業務を行うものに限る。以下この条及び第十五条第一項において同じ。）に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

現 行

（趣旨）

第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に關し必要な事項を定めるものとする。

（郵便物の夜間受渡し）

第七条 鉄道運送業者は、総務大臣の要求があるときは、夜間に発着する列車に連結する郵便車に積卸しをする郵便物を郵便物の取扱いに從事する者（以下「郵便取扱員」という。）で会社の事業所に所属するものから受領して郵便車に乗務する郵便取扱員に引き渡し、又は郵便車に乗務する郵便取扱員から受領して会社の事業所に所属する郵便取扱員に引き渡さなければならない。

○地方税法（昭和二十五年法律第一百一十六号）（附則第一十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（事業所税の非課税の範囲）

第七百一条の三十四 （略）

2 （略）

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に
対しては、事業所税を課すことことができない。

一～二十五 （略）

二十五の一 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項第一号及び第六号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する施設で政令で定めるもの

一～二十九 （略）

4～7 （略）
附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 （略）

2～24 （略）

25 日本郵便株式会社が所有する郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第 号）第一条の規定による改正前の郵

現 行

（事業所税の非課税の範囲）

第七百一条の三十四 （略）

2 （略）

3 （同上）

一～二十五 （略）

二十五の二 郵便事業株式会社が郵便事業株式会社法（平成十七年法律第九十九号）第三条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの及び郵便局株式会社が郵便局株式会社法（平成十七年法律第百号）第四条第一項各号に掲げる業務の用に供する施設で政令で定めるもの

一～二十九 （略）

4～7 （略）
附 則

（固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条 （略）

2～24 （略）

25 郵便事業株式会社が所有する郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固

政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第七十条第七項及び第七十
九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定資産のう
ち日本郵便株式会社法第四条第一項（第三号及び第五号に係る部分を
除く。）、第二項及び第三項に規定する業務の用に供するもので政令
で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準
は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規
定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四年度までの各年度分の
固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又
は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26
～
37
（略）

定資産のうち郵便事業株式会社法第二条に規定する業務の用に供する
もので政令で定めるもの並びに郵便局株式会社が所有する郵政民営化
法第七十九条第七項の規定により日本郵政公社が行う出資に係る固定
資産のうち郵便局株式会社法第四条第一項及び第二項に規定する業務
の用に供するもので政令で定めるものに対して課する固定資産税又は
都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は
第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年度から平成二十四
年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資
産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分
の一の額とする。

26
～
37
（略）

○国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

附 則	改 正 案	現 行
23	当分の間、旧郵政被災職員に係る補償及び第二十二条第一項に規定する福祉事業に要する費用は、人事院規則で定めるところにより、次に掲げる者が負担する。	23 （同上）
一 （略）		一 （略）
二 日本郵便株式会社		二 郵便事業株式会社
三 （略）		三 郵便局株式会社
四 （略）		四 （略）
五 （略）		五 （略）
六 （略）		六 （略）

○土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条 土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事

業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければな
らない。

一～十三 （略）

十三の二 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法（平成十七年法律

第一百号）第四条第一項第一号に掲げる業務の用に供する施設

一～十三 （略）

十三の二 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法（平成十

七年法律第九十九号）第三条第一項第一号に掲げる業務の用に供す
る施設

十四～三十五 （略）